

# 医療広告ガイドラインに関するQ&A (抜粋)

厚生労働省医政局総務課事務連絡 (2018年8月10日)

本紙6月15日付既報の通り、医療に関する広告規制の見直しを含む医療法等改正法が6月1日に施行された。広告規制の対象範囲が単なる「広告」から「広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示」へと変更され、ウェブサイトによる情報提供も規制の対象となった。本Q&Aは、医療広告ガイドラインに基づき、厚労省が具体的な考え方の例を整理したものである。抜粋して紹介する。なお、Q&A全文は、厚労省または大阪府歯科保険医協会のホームページ(新着情報)に掲載されている。

## 【1. 第2部関係 (広告の対象範囲)】

**Q1-2** 医療機関の広告をする際に、新聞や雑誌の記事の引用として、例えば、雑誌に掲載されていた「日本が誇る50病院の一覧」を、そのまま他の医療機関名も含めて掲載することは可能でしょうか。

**A1-2** 医療機関の広告に新聞や雑誌の記事等を引用又は掲載した場合、当該記事等の引用部分の記述は、医療法及び医療広告ガイドラインの適用を受けません。なお、例示の雑誌に掲載されていた「日本が誇る50病院の一覧」等については、(中略)比較優良広告になることから、原則、広告できません。

**Q1-6** キャッチコピーや院長等のあいさつ文は、広告可能でしょうか。

**A1-6** 医療法や医療広告ガイドラインで認められた広告可能事項(「開院〇周年」等)や、通常医療に関する内容とは考えられないあいさつ文(「はじめまして」等)を使用したキャッチコピー等については、広告可能です。

(広告可能な例)

- ・「休日・夜間でも来院下さい」
- ・当院は、おかげさまで開院から20年を迎えることができました。これからも、当院のスタッフ一同よろしくお願ひします。(病院長：〇〇〇〇)

**Q1-12** フリーペーパーに掲載された医療機関等の広告も広告規制の対象でしょうか。

**A1-12** 医療法及び医療広告ガイドラインによる広告規制の対象です。

**Q1-17** 医療機関主催の患者や地域住民向け講演会についての広告は、広告規制の対象でしょうか。

**A1-17** 地域住民の交流会や講演会等についての広告であって患者の受診を誘引すること等を意図していない広告は、広告規制の対象外です。

## 【2. 第3部関係 (禁止される広告)】

**Q2-1** 「最新の治療法」や「最新の医療機器」などの表現は、広告可能でしょうか。

**A2-1** 「最新の治療法」や「最新の医療機器」であることが、医学的、社会的な常識の範囲で、事実と認められるものであれば、必ずしも禁止される表現ではありません。ただし、求められれば内容に係る裏付けとなる根拠を示し、客観的に実証できる必要があります。(以下略)

**Q2-8** 手術前のみ又は手術後のみの写真を用いて広告することは、可能でしょうか。

**A2-8** 手術の前後の写真と同様、手術前のみ又は手術後のみの写真についても、患者等を誤認させるおそれがある治療効果に関する表現に該当するため、広告できません。

**Q2-9** 医療機関のウェブサイト上の口コミ情報は、広告規制の対象でしょうか。

**A2-9** 患者等の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談は、今回新たに規定された広告禁止事項です。特に、当該医療機関にとって便益を与えるような感想等を取捨選択し掲載するなどして強調することは、虚偽・誇大に当たるため、広告できません。

**Q2-12** 「無料相談」については、広告可能でしょうか。

**A2-12** 無料で健康相談を実施している旨については広告可能です。ただし、広告に際し、費用を強調し

た広告は品位を損ねるもので、医療に関する広告として適切ではなく、厳に慎むべきものです。

**Q2-16** 提供する医療の内容として、「2週間で90%の患者で効果がみられます。」のような表現は、広告可能でしょうか。

**A2-16** 治療の効果に関する表現は広告できません。治療効果については、個々の患者の状態等により当然にその結果は異なるものであり、効果について誤認を与えるおそれがあることから、広告できません。

## 【3. 第4・第5部関係 (広告可能な事項、限定解除)】

**Q3-5** 医師等の専門性に関する資格名は、広告可能でしょうか。

**A3-5** 「広告可能な医師等の専門性に関する資格名等について」(平成25年5月31日付けの医政総発0531第1号医政局総務課長通知)において広告が可能となっている資格名等について広告可能です。なお、広告に当たっては、「医師〇〇〇〇(××学会認定××専門医)」のように、認定団体の名称を資格名とともに示す必要があります。また、専門性の資格については、各関係学術団体により認定されるものですので、例えば、「厚生労働省認定〇〇専門医」等の標記は虚偽広告、単に「〇〇専門医」との標記は誤解を与えるものとして誇大広告に該当するため、広告できません。(中略)なお、研修を受けた旨や専門性に関する医療広告の取り扱いについては、今後、検討予定です。

**Q3-7** 産業医である旨は、広告可能でしょうか。

**A3-7** 現時点において「広告可能な医師等の専門性に関する資格名等について」(平成25年5月31日付け医政総発0531第1号医政局総務課長通知)において記載されていないため、広告できません。(中略)なお、研修を受けた旨や専門性に関する医療広告の取り扱いについては、今後、検討予定です。

**Q3-8** いわゆる内覧会の実施に関する事項は、広告可能でしょうか。

**A3-8** 開院前の医療機関の住民向けの説明会(いわゆる内覧会)の実施に関する事項については、「病院又は診療所の管理又は運営に関する事項」として、広告可能です。

**Q3-9** 歯科用インプラントによる自由診療については、広告可能でしょうか。

**A3-9** 我が国の医薬品医療機器等法上の医療機器として承認されたインプラントを使用する治療の場合には、「自由診療のうち医薬品医療機器等法の承認又は認証を得た医療機器を用いる検査、手術、その他の治療の方法」に該当し、公的医療保険が適用されない旨と治療に掛かる標準的な費用が併記されている場合に限り、広告可能です。

**Q3-14** 診療風景等の写真は、広告可能でしょうか。

**A3-14** 法又は広告告示により広告が可能とされた事項については、文字だけでなく、写真、イラスト、映像、音声等による表現が可能です。

例えば、以下のような広告は可能です。

- ・医療機関の構造設備に関する事項として、病室、談話室の設備の写真、据え置き型医療機器の写真を掲載すること。
- ・医療機関の管理又は運営に関する事項として、セカンドオピニオンの実施、症例検討会の実施等の

写真を掲載すること。

- ・医療機関において提供される医療の内容に関する事項として、検査、手術等を含む診療風景の写真を掲載すること。

なお、診療風景であっても、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等を掲載することは、治療の効果に関する表現に該当するため、広告できません。

**Q3-15** 医療従事者の略歴として、学会の役員又は会員である旨は、広告可能でしょうか。また、医学博士である旨はどうでしょうか。

**A3-15** 略歴として記載する事項は、社会的な評価を受けている客観的事実であってその正否について容易に確認できるものであることが必要です。例えば、地域医師会等での役職、学会の役員である旨については、現任であれば広告は可能ですが、当該法人又は当該学会のウェブサイト上等でその活動内容や役員名簿が公開されていることが必要です。また、学会の役員ではなく、単に会員である旨は、原則として広告できません。医学博士であるかどうかについては、略歴の一部として取得年、取得大学とともに記載することが望ましいです。なお、略歴とは、特定の経歴を特に強調するものではなく、一連の履歴を総合的に記載したものです。

**Q3-18** 歯科診療における「審美治療」は、広告可能でしょうか。

**A3-18** 「審美治療」という表現で行われる医療行為については、様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではなく、誤認を与える可能性があると考えられ、広告できません。(中略)また、個々の治療の方法については、例えば、「ホワイトニング」について、医薬品医療機器等法上の承認を得ている医薬品を使用し、自由診療である旨及び標準的な費用を記載する場合には、広告可能です。

**Q3-22** 治療内容について、「歯を削らない痛くない治療(99%以上の満足度)」との表現は、広告可能でしょうか。

**A3-22** 「歯を削らない治療」といった表現は、広告可能です。「痛くない治療」のような科学的根拠がなく虚偽広告や誇大広告のおそれがある表現は、広告できません。また、「99%の満足度」については、求められれば内容に係る裏付けとなる合理的な根拠を示し、客観的に実証できる必要があります。

## 【4. 第6部関係 (相談・指導等の方法)】

**Q4-2** 医療機関の検索が可能なサイトやポータルサイトが医療広告規制に違反している場合、医療機関の検索が可能なサイトやポータルサイトの運営会社等にも、是正が命じられたり、罰則等が科されたりすることがあるのでしょうか。

**A4-2** 医療広告規制は、何人にも適用されるため、サイト運営会社や広告を作成した広告代理店等にも、是正が命じられたり、罰則が科されたりすることがあります。(以下略)

## 【5. その他】

**Q5-2** 医療機関の名称に関して、広告が認められていない診療科目を名称に用いることは可能でしょうか。

**A5-2** 医療機関の名称も広告として扱われるため、広告が認められていない診療科目を用いることはできません。

**Q5-5** 医療機関の名称に併せて、「〇×医院 糖尿病クリニック」「〇×病院 〇〇センター」は、広告可能でしょうか。

**A5-5** 病院や診療所の名称については、正式な名称のみを広告可能であり、「〇×医院 糖尿病クリニック」「〇×病院 〇〇センター」のように医療機関の正式名称に併せて広告することはできません。(以下略)